

生駒市は、人類普遍の理念である個人の尊厳と基本的人権の尊重に基づき、すべての市民の人権が尊重される差別のない社会を目指し、長きにわたり部落差別の解消をはじめとする取り組みを重ねてきました。その成果と教訓を礎として、人権尊重のまちづくりを一步一步進めてきました。

国においても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定し、人権擁護の法的な整備は整いつつあると言えます。

しかしながら、社会には未だに、人種、信条、性別、社会的身分、出身のほか、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、異なる文化的背景やルーツ、社会的属性などによる深刻な差別が存在します。とりわけ、インターネット上においては、匿名性を背景とした誹謗中傷や差別を助長する情報の拡散など、時と場所を選ばず個人の尊厳を傷つける事象が一部に見られます。

また、異なる文化的背景を持つ人々との共生が進む一方で、感染症や社会的責任又は職業に由来する本人以外の関係者に及ぼいわれのない偏見や、複数の属性が絡み合うことによって生じる複合的な差別も顕在化し、これらも人権尊重の理念に反する重大な問題として立ちはだかっています。

生駒市の構成員である私たちは、こうした現状を厳粛に受け止め、いかなる差別や偏見も許さない姿勢を明確に示さなければなりません。互いの違いを豊かさとして尊重し、多様な個性と価値観を認め合い、誰もがその人らしく、心豊かに安心して暮らすことができる社会を実現するため、行政、事業者、市民が強く連携して不断の努力を重ねていく決意をここに表明し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての人がいかなる理由による差別も受けることなく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの日本国憲法の理念にのっとり、多様な属性、背景及び価値観を認め合うとともに、すべての人を包摂し、現在もなお存在する差別や情報化の進展等に伴う状況の変化を踏まえ、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

第 2 章 人権尊重の主体と規範

(差別の禁止)

第 2 条 何人も、人種、信条、性別、社会的身分、出身、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害その他の事由による不当な差別をしてはならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、人権に関する関係法令及び国際的な規範に基づき、市政のあらゆる分野において、差別の解消及び人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の責務を果たすため、国、県、関係行政機関、市民（生駒市自治基本条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する市民をいう。以下同じ。）及びその他の団体との連携を図り積極的に施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する人権尊重に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、不当な差別を解消し、人権尊重の社会づくりに寄与するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する人権尊重に関する施策に協力するものとする。

第3章 個別の人権課題と禁止事項

（部落差別の解消の推進）

第6条 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第133号）の趣旨にのっとり、市は、部落差別の解消に関し必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

（障害を理由とする差別の解消）

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第41号）の趣旨にのっとり、何人も障害者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の個別の状況に応じて、合理的配慮の提供を行わなければならない。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第8条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関

する法律（平成２８年法律第６０号）の趣旨にのっとり、何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行ってはならない。

（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の尊重）

第９条 何人も、性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表に関して、本人に対し強制し、又は本人の意に反して公表してはならない。

２ 市は、性的指向及びジェンダーアイデンティティに多様性があることを踏まえ、市民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

（インターネット等を利用した権利侵害等の禁止）

第１０条 何人も、インターネット等の情報通信技術を利用する方法により、他人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、若しくは不当な差別的言動を行い、又はその他他人の権利若しくは利益を不当に侵害する情報を発信し、若しくは拡散してはならない。これらの行為を助長し、又は誘発する情報の送信についても、同様とする。

２ 何人も、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に反し、他人に対して損害を与える目的又は不当に権利を侵害する目的で、本人の承諾を得ることなく、その容貌、姿態、音声その他の個人的特徴を模倣し、又は合成した画像、映像等の記録を作成し、これらを真正な情報として公表してはならない。

３ 市は、市民の年齢、立場等に応じ、インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、情報を適正に発信し、インターネットの特性を正しく活用する能力を向上させる機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。

(削除の要請等)

第 1 1 条 市は、インターネット上において、市内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る情報があることが明らかであると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する者をいう。）に対する当該情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該情報の通報を行うものとする。

第 4 章 推進体制及び施策

(人権施策に関する基本計画)

第 1 2 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市人権施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権施策についての基本理念及び基本方針

(2) 人権に関する基本的施策

(3) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第 1 7 条に規定する生駒市人権施策審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第 1 3 条 市は、市民の人権意識の普及と高揚を図るため、学校教育、社会教育、地域活動その他の社会のあらゆる場において、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。

（相談体制の充実）

第14条 市は、国、県及び関係団体と連携し、相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介等、相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

（調査研究及び情報の収集）

第15条 市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、不当な差別及びその解消のための施策に関する必要な情報の収集及び調査研究を必要に応じて行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

（人権を確かめあう日）

第16条 人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。

2 人権を確かめあう日は、毎月11日とする。

（生駒市人権施策審議会）

第17条 この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、基本計画の策定及び見直し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置、その他人権擁護に関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

(財政上の措置)

第 18 条 市は、第 1 条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。